

令和 8 年度

利用辞退

(現在育成センターを利用しているが、利用を辞める場合)

利用申請取下げ

(利用申請をしているが、利用開始日より前に申請を取下げる場合)

届

年 月 日 提出

西宮市立留守家庭児童育成センター 指定管理者様

フリガナ

〒

保護者名

住所

電話 ()

-

次の児童について、下記のとおり届出します。

フリガナ		生年月日(西暦)	学年	※令和8年度現在	
児童名		年月日		年生	
育成センター名		登録コード(利用許可通知書に記載されています)			
(第) 育成センター					
利用辞退の場合	利用最終月: 年 月末まで利用				
利用申請取下げの場合	利用開始予定日: 年 月 日				

[注1] 利用辞退、利用申請取下げともに利用開始月の前月 20 日(20 日が土日祝の場合、その直前の平日)までに申請書の提出が必要です。

郵送の場合も締切日必着となりますのでご注意ください。

[注2] 利用開始日以後に届け出た場合は、利用実態の有無にかかわらず、利用辞退扱いとなります。

また、届出が受理されるまでは在籍とみなされ、育成料が徴収されますのでご注意ください。

[注3] 利用辞退(申請取下げ)の受理通知書は発行いたしません。荷物の整理などと合わせて利用の各育成センターにてご確認ください。

[注4] なお、年度末における通年利用終了時(令和9年3月31日)の利用辞退届の提出は不要です。

利用申請を取り下げ、又は辞退する理由にもっとも当てはまるものを以下から一つ選び してください。

理由1	理由2
利用要件がなくなったから	1 <input type="checkbox"/> 保護者の退職・勤務時間等の変更
	2 <input type="checkbox"/> 保護者の退院
	3 <input type="checkbox"/> 産後期間の終了(出産後8週間経過) [出産日: 年 月 日]
	4 <input type="checkbox"/> 他市への引越し [転居先: 都・道・府・県 区・市・町・村]
	5 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)
子どもにとって、育成センターは不要だと感じるから	6 <input type="checkbox"/> 子どもだけで留守番ができるから
	7 <input type="checkbox"/> 祖父母等の親族が健全育成できるから
	8 <input type="checkbox"/> 育成センターに代わるものができるから(習い事など)
	9 <input type="checkbox"/> 放課後キッズルームを利用するから
	10 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)
育成センターは必要と感じるが、他に辞める理由があるから	11 <input type="checkbox"/> 利用料が高かったから
	12 <input type="checkbox"/> 子どもが育成センターに馴染めなかつたから 〔内容をお聞かせください〕
	13 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に)
他の育成センターに転所	14 <input type="checkbox"/> 市内の転校で引き続き他の育成センターを利用 [転校先: 小学校]

【申請書の提出・問い合わせ先】

裏面参照

受付印

センター	入力	市	申 請	担当
			〒 窓	

各申請書の提出先・問い合わせ先

育成センター	指定管理者	受付時間（※1）
瓦木、津門 (※2)	ライクキッズ 津門留守家庭児童育成センター 〒663-8245 西宮市津門呉羽町 5-13 瓦木留守家庭児童育成センター 〒663-8106 西宮市大屋町 10-20	平日 10:30～19:00 津門育成センター 電話 0798-34-2044 瓦木育成センター 電話 0798-65-5443
平木 (※2)	日本デイケアセンター 大阪営業所 育成センター事務局 〒531-0075 大阪市北区大淀南 1-9-16 山彦ビル 3 階	平日 10:00～18:00 電話 06-6147-5001
鳴尾	三光事業団 鳴尾育成センター事務局 〒663-8125 西宮市小松西町 2-6-30	平日 9:00～17:00 電話 0798-41-4421
苦楽園、深津 (※2)	シダックス大新東ヒューマンサービス西宮事務局 〒663-8184 西宮市鳴尾町 1 丁目 24-20 田中ビル 3 階	平日 10:00～19:00 電話 0798-44-3536
香櫞園、浜脇、用海 (※2)	西宮 YMCA (神戸 YMCA 西宮ブランチ) 〒662-0977 西宮市神楽町 5-23	平日 9:00～17:00 電話 0798-35-5987
高木、高木北、高須西 、樋ノ口 (※2)	セリオ 西宮事務局 〒662-0034 西宮市西田町 1-22 ND ビルハイツ 206 号室	平日 10:00～19:00 電話 0798-78-3908
上甲子園、夙川、大社 、北六甲台、小松 (※2)	労協センター事業団 西宮事業所 〒663-8113 西宮市甲子園口 4 丁目 16-3	平日 10:00～17:00 電話 0798-67-5170
甲子園浜、鳴尾東 (※2)	明日葉 西宮事務所 〒663-8184 西宮市鳴尾町 5 丁目 7-21 ナルオポスト 304 号室	平日 10:00～17:00 電話 0798-78-7630
上記以外 (★)	西宮市社会福祉協議会 育成センター事業課 〒662-0913 西宮市染殿町 8-17 西宮市総合福祉センター 1 階	平日 9:00～17:00 電話 0798-36-7127

(★) 今津、上ヶ原、上ヶ原南、瓦林、神原、北夙川、甲東、甲陽園、高須、段上、段上西、名塩、生瀬、鳴尾北、西宮浜、春風、東山台、広田、南甲子園、安井、山口

(※1) 土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は受付を行いません。

(※2) 各育成センターでも申請書等の受付が可能です（三光事業団、西宮市社会福祉協議会を除く）。
申請書等を各育成センターにお持ちされる場合は、事前に指定管理者への連絡をお願いします。